

# 横浜市農業専用地区制度が市街化調整区域の農業・地域振興に与える効果 Effects of Farmlands Preservation System in the Exclusive Agricultural Districts in Urbanization Control Areas in Yokohama City

○沼尻勇太\* 中島正裕\*\*

○Yuta NUMAJIRI\* Masahiro NAKAJIMA\*\*

## 1. はじめに

都市農業は全国の農業産出額の約3割を占めるなど<sup>(1)</sup>食料の安定供給に加え、多面的機能という点では東日本大震災以降、防災面(避難場所、仮設住宅の建築場所)での重要性が再認識されている。

都市農業とは、広義には都市計画区域内の農業を指すことが多い。そのなかで、市街化調整区域(以下、調整区域)は市街化区域の約10倍の農地面積を有している<sup>(2)</sup>。しかし、都市計画法の線引きや農振法だけでは調整区域内の農地保全の効果は不十分で、その不備を自治体が補う必要がある<sup>(3)</sup>。また自治体独自の農地保全策は、農業振興のみならず地域振興にも効果があると考えられる。

そこで本研究では、調整区域内の農地保全策である横浜市農業専用地区制度(以下、農専地区制度)を対象として、当制度が調整区域における農業・地域振興に与える効果を解明する。

## 2. 研究方法

### 2.1 農専地区制度の概要

農専地区制度は、港北ニュータウンにおける宅地用地と農業用地のゾーニング策として1969年に制定された横浜市独自の制度である。現在は全て調整区域内に指定されており、その多くが農振農用地にも指定されている。制度の特徴は、①10ha以上(当初は20ha以上)の集団農地を指定、②指定地区は高率の整備事業補助(基盤整備10割、施設整備8割)を受けられる、③農家の同意が必要なボトムアップ的的制度である、④指定時に農家からなる農専地区協議会の設立が求められる、⑤地区の将来構想計画の策定が求められる、である。

### 2.2 研究・分析フロー

まず、文献調査・現地踏査と行政担当者・農専地区農家への聞き取りにより農専地区制度導入地区(全27か所)の実態解明(地区面積、指定年度、

関係農家戸数、指定後の内発的な地域振興活動など15項目)及び類型化(指定順番に着目)を行う。ついで、文献調査・現地踏査と農専地区農家への聞き取り調査により個別事例における当制度の展開プロセス(活動内容と組織に着目)を解明し、当制度が果たす効果を検証していく。

### 3. 農専地区制度の実態解明・類型化と問題設定

地区面積は20~40ha(11地区)が、関係農家戸数は80戸以上(8地区)が最も多かった。一戸当たり農地面積(農地面積/関係農家戸数)は20~40a(13地区)が、農振農用地率(農振農用地面積/地区面積)は0.5~0.75(12地区)が最も多かった。

制度導入後に内発的な地域振興活動が13地区で始まり、また市による追加的な地域振興事業の導入が6地区で行われていた。

指定順番による類型化の結果、「A.農専→調整→農振」、「B.調整→農専→農振」、「C.調整→農専→農振」の3タイプに分類できた(図1)。A・Cタイプで内発的な地域振興活動、市による追加的な地域振興事業の導入が行われていた。このことから、この2タイプで“土地基盤整備の実施による土地・労働生産性の向上を契機として、農専地区協議会が軸となり内発的に地区の農業・地域振興を促進するのでは?”という問題設定をたてた。

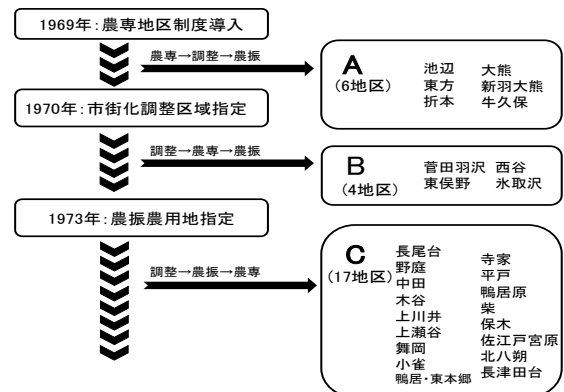


図1 指定順番による類型化の結果

\*横浜市役所 \*Yokohama City Office

\*\*東京農工大学大学院農学研究院 \*\*Institute of Agriculture, Tokyo University Of Agriculture and Technology

キーワード: 都市農業、市街化調整区域、農業専用地区制度、横浜ふるさと村

## 4. 農専地区制度の展開プロセスの解明

### 4.1 対象地の選定

問題設定に基づき4地区(舞岡、鴨居・東本郷、柴、折本)を選定し、農専地区制度の展開プロセスを活動内容と組織に着目して分析した。本稿では紙面の都合上、舞岡地区のみをとりあげる。

### 4.2 舞岡地区における分析結果

#### (1) 活動内容からみた展開プロセスの分析結果

分析結果を図2に示す。舞岡地区(戸塚区、90.9ha)では、地区農家55戸により合意形成が図られて農専地区協議会が設立され、農専地区指定に至った(1979年)。指定後は同協議会を軸とした農家の内発的な活動やふるさと村の指定などの活動内容が展開された。

#### (2) 組織から展開みた展開プロセスの分析結果

農専地区指定後、農専地区協議会は安定的な生産のみならず横浜市、農協、婦人部などと連携体制を構築しながら地域振興も展開した。こうした活動が行政へ信頼感を与え、ふるさと村事業が導入された。その際、農専地区協議会はふるさと村推進協議会へと発展し、組織の拡大、連携体制の維持・発展をしながら更なる地域振興を展開した。

## 5. 総合考察～4地区の分析結果より～

### 5.1 制度の特徴からみた農専地区制度の効果

まず当制度の特徴③(ボトムアップ的的制度)による農専地区指定についての話し合いが行われ、それを通じて農家の主体性・連帯感が醸成される。次に特徴⑤(将来構想計画)より地区の将来ビジョンが農家全員に共有される。さらに、特徴④(協議



図2 活動内容からみた展開プロセスの結果

会)により農家の主体性・連帯感の更なる醸成及び維持が図られる。これらにより地区農家の内発力が醸成される。それを土台として特徴②(事業補助)による土地基盤整備が実施されることで、土地・労働生産性の向上のみならずハード整備を活かした内発的な地域振興が展開される。

### 5.2 農専地区協議会が地区に果たす効果(図3)

農専地区協議会は、「①ハード整備の導入期」では本来の目的であるハード整備の導入を行い、その後の「②農業・地域振興の展開期」では農協店先での直売や交流イベントなど、他主体との連携体制を構築する。その後、農専地区は地区により「③地域振興の成熟期」、「④事業導入による更なる展開期」と2通りの展開をする。③では、協議会は農家と市の仲介や地縁活動の維持など地域振興を担う。④ではこれまでの協議会の実績が評価されて市による追加的地域振興事業が導入され、更なる展開期となる。このように、農専地区協議会は地区の発展段階に応じ多様な機能を発揮する。

## 6. おわりに

本研究では、横浜市農専地区制度の実態を解明し、調整区域の農業・地域振興に与える効果を解明した。今後、他の農専地区でも現地調査を行い当制度の効果をより多角的に解明していく。

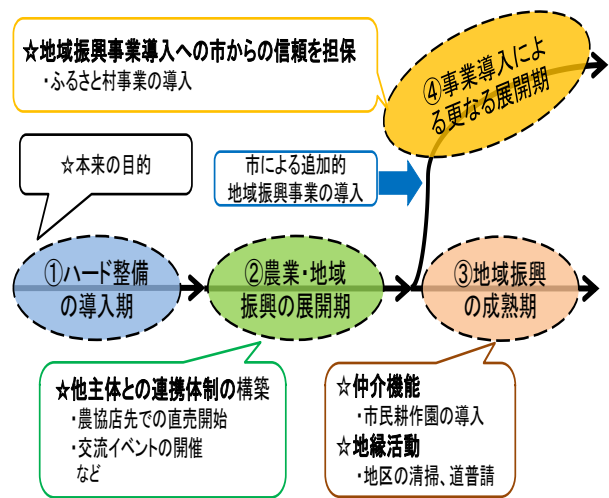


図3 農専地区協議会が地区に果たす役割

## 引用文献

- (1) 農林水産省HP [http://www.maff.go.jp/wpaper/w\\_maffh18\\_h/trend/t1\\_3\\_4\\_01.html](http://www.maff.go.jp/wpaper/w_maffh18_h/trend/t1_3_4_01.html)
- (2) 鳥屋『都市農業を守る 国土デザインと日本農業』家の光協会2009p38
- (3) 小嶋「市街地調整区域における都市的土地利用と農業的土地利用の調整メカニズム」横浜国際社会科学研究所12(3)2007.9 p85